

日野川スウェッジガーデン 管理運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下水道の普及啓蒙を図るため整備した日野川スウェッジガーデン(以下「スウェッジガーデン」という。)を広く市民の利用に供するにあたり、これの円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

(利用施設)

第 2 条 利用施設は、次のとおりとする。

- (1) 多目的広場(テニス及びゲートボール場)
- (2) スウェッジガーデンにおける多目的広場以外の箇所

(利用の目的)

第 3 条 スウェッジガーデンは、次の各号に掲げる目的のため利用することができる。ただし、営利行為を除く。

- (1) 休憩及び散歩等
- (2) 文化及びレクリエーション活動
- (3) 多目的広場におけるスポーツ活動(テニス及びゲートボール)
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者(福井市公営企業の設置等に関する条例(昭和 41 年福井市条例第 37 号)第 4 条に規定する上下水道事業管理者をいう。以下同じ)が認めたもの

(利用の期間及び時間)

第 4 条 スウェッジガーデンの利用期間及び利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用期間は、4 月 1 日から 11 月 30 日までとする。なお、休園日は、毎週月曜日とし、月曜日が祝祭日のときは、その翌日とする。
- (2) 利用時間は、10 時 00 分から 16 時 00 分までとする。なお、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間は、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認めた期間及び時間

(多目的広場の利用手続)

第 5 条 多目的広場を利用する者は、日野川スウェッジガーデン多目的広場利用申込書を公園管理事務所に提出すること。なお、多目的広場の利用時間は、原則として 2 時間単位とする。

(利用者の遵守事項)

第 6 条 スウェッジガーデンの利用に際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) スウェッジガーデンとして市民に供している部分以外には、立ち入らないこと。
- (2) 利用期間及び利用時間を遵守すること。
- (3) 施設を損傷するおそれのある行為をしないこと。(野球、サッカー及びゴルフ等の球技スポーツの禁止、自転車及びスケートボード等の乗り入れ禁止)
- (4) 火気類の使用及び他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をしないこと。(花火、ラジコン及びドローン等の使用の禁止)

- (5) ゴミの投げ捨て、その他不衛生な行為をしないこと。
- (6) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (7) ペット(動物)類をスウェッジガーデン内に入れないこと。(身体障害者補助犬を除く)
- (8) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為や他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (9) スウェッジガーデン(付随する施設を含む)内での怪我及び事故等は、利用者の自己責任で処理すること。
- (10) 利用を終了したときは、清掃及び整頓して元の状態に戻すこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、福井市上下水道局職員(以下「職員」という。)及び上部公園管理業務受注者職員の指示事項に従うこと。

(利用の中止)

第 7 条 管理者は、本要綱に違反又は違反するおそれのあるとき、スウェッジガーデンの利用の中止を命ずることができる。

(利用料)

第 8 条 利用料は、無料とする。

(原状の回復)

第 9 条 スウェッジガーデン(付随する施設を含む)を損傷させたときは、職員に報告し、早急に原状回復すること。

附 則 この要綱は、平成 10 年 5 月 27 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 3 年 7 月 9 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。